

## 入札手続において必要とされた書類に重大な不備がある場合に 入札が無効となる取扱いについて

入札の際に提出を求めている工事費内訳書（業務費内訳書）等について、平成30年4月1日より重大な不備がある場合にはその入札を無効とする取扱いを行います。

内訳書が次に掲げる「重大な不備」に該当するような場合は、競争契約入札心得（電子入札用）第8条第5号に該当する入札として入札が無効となるので、提出時には誤りのないようご注意ください。

### 「内訳書に重大な不備がある場合」に該当する場合（例）

1 記載すべき事項が欠けている場合（記載が欠けている場合と同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書が白紙の場合又は公告等で指示された項目について記載がない場合若しくは添付資料がない場合
	(2)	内訳書の一部又は全部が提出されていない場合
	(3)	内訳書に提出会社（業者）名が記載されていない場合又は提出会社（業者）名に誤記がある場合（当該誤記が単純な誤字・脱字等の場合を除く。）
	(4)	内訳書に工事（委託）件名が記載されていない場合又は工事（委託）件名に誤記がある場合（当該誤記が単純な誤字・脱字等の場合を除く。）
2 添付すべきではない内訳書が添付されていた場合	(1)	他の工事（委託）の内訳書が添付されていた場合
	(2)	内訳書とは無関係の書類である場合
	(3)	入札金額と内訳書の工事（委託）価格とが著しく相違する場合

